

次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月23日付け技普第554号農政部長通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現行	改正理由
<p>次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領(案)</p> <p>令和4年6月23日付け技普第554号農政部長通知 <u>改正 令和5年5月12日付け技普第246号農政部長通知</u></p> <p>第1 趣旨 女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（<u>平成30年3月30日付け29経営第3550号</u>農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の「地域における女性活躍推進事業」に基づき北海道が実施する女性活躍推進に係る取組に関する事業実施計画書の認定及び変更手続並びに補助金の交付については実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、株式会社マイファームが定める女性が変わる未来の農業推進事業交付要綱（令和4年5月6日制定。以下「マイファーム交付要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「道交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 事業実施計画の承認 [略]</p> <p>第3 事業実施計画の変更 1 地域取組主体は、承認を受けた事業実施計画について、<u>別表に掲げる</u>重要な変更をするときは、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。 2 事業内容の変更で1に該当しない場合にあつては、総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。</p>	<p>次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>令和4年6月23日付け技普第554号農政部長通知</p> <p>第1 趣旨 女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（<u>令和4年3月22日付け3経営第2613号</u>農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の「地域における女性活躍推進事業」に基づき北海道が実施する女性活躍推進に係る取組に関する事業実施計画書の認定及び変更手続並びに補助金の交付については実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、株式会社マイファームが定める女性が変わる未来の農業推進事業交付要綱（令和4年5月6日制定。以下「マイファーム交付要綱」という。）、<u>株式会社マイファームが定める女性が変わる未来の農業推進事業都道府県募集要領(令和4年5月制定。以下「マイファーム募集要領」という。)</u>及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「道交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 事業実施計画の承認 [略]</p> <p>第3 事業実施計画の変更 1 地域取組主体は、承認を受けた事業実施計画について、<u>マイファーム交付要綱に定める</u>重要な変更をするときは、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。 2 事業内容の変更で1に該当しない場合にあつては、総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。</p>	<p>1 国の実施要綱及びマイファームの交付要綱が一部改正されたこと、並びにマイファームの募集要領が廃止されたことに伴う内容変更</p>

第4 助成措置

- 1 知事又は総合振興局長等は、第2の事業を実施するのに要する経費に充てるため、第2により事業実施計画の承認を受けた地域取組主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとする。

第5 事業の(交付決定前)着手

[略]

第6 補助金の交付申請

[略]

第7 補助金の交付の決定

[略]

第8 補助事業の内容等の変更等

[略]

第9 補助事業の中止又は廃止

[略]

第10 補助事業の執行の遅延又は不能

[略]

第11 補助事業の事情変更

[略]

第12 補助金の概算払の申請

[略]

第4 助成措置

- 1 知事又は総合振興局長等は、第2の事業を実施するのに要する経費に充てるため、第2により事業実施計画の承認を受けた地域取組主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率等については、マイファーム募集要領の別表1のとおりとする。

第5 事業の(交付決定前)着手

[略]

第6 補助金の交付申請

[略]

第7 補助金の交付の決定

[略]

第8 補助事業の内容等の変更等

[略]

第9 補助事業の中止又は廃止

[略]

第10 補助事業の執行の遅延又は不能

[略]

第11 補助事業の事情変更

[略]

第12 補助金の概算払の申請

[略]

<p>第13 補助事業の事業遂行状況の報告</p> <p>1 地域取組主体は、補助金の交付決定があった年度<u>第3・四半期の末日現在において</u>、別記第10号様式により事業遂行状況報告書を作成し、<u>当該四半期の最終月の翌月5日まで</u>に知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業遂行状況報告書の写しを、<u>1月7日までに</u>農政部長に提出するものとする。</p> <p>第14 事業の遂行命令 [略]</p> <p>第15 契約等 [略]</p> <p>第16 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定</p> <p>1 地域取組主体は、補助事業が完了したとき又は道の会計年度が終了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は交付決定に係る年度の<u>3月4日</u>のいずれか早い日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、併せて翌年度以降における事業実施計画書を添付するものとする。</p> <p>(1) 事業実績書（農政第2号様式） (2) 経費の配分調書（農政第18号様式） (3) 補助金等精算書（農政第29号様式） (4) 事業精算書（農政第31号様式） (5) 事業実績報告書（別記第1－2号様式）</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第17 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還 [略]</p>	<p>第13 補助事業の事業遂行状況の報告</p> <p>1 地域取組主体は、補助金の交付決定があった年度<u>において、年2回別記第10号様式により事業遂行状況報告書を作成し、9月末までの報告を10月5日、12月末までの報告を1月5日まで</u>に知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業遂行状況報告書の写しを、<u>それぞれ10月7日、</u>1月7日までに農政部長に提出するものとする。</p> <p>第14 事業の遂行命令 [略]</p> <p>第15 契約等 [略]</p> <p>第16 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定</p> <p>1 地域取組主体は、補助事業が完了したとき又は道の会計年度が終了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は交付決定に係る年度の<u>2月14日</u>のいずれか早い日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、併せて翌年度以降における事業実施計画書を添付するものとする。</p> <p>(1) 事業実績書（農政第2号様式） (2) 経費の配分調書（農政第18号様式） (3) 補助金等精算書（農政第29号様式） (4) 事業精算書（農政第31号様式） (5) 事業実績報告書（別記第1－2号様式）</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第17 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還 [略]</p>	<p>2 国の実施要綱及びマイファーム交付要綱が一部改正されたことに伴う遂行状況報告書提出期限の変更</p> <p>3 国の実施要綱及びマイファーム交付要綱が一部改正されたことに伴う実績報告書提出期限の変更</p>
--	---	---

第18 帳簿及び書類の備え付け

[略]

第19 補助事業者等に対する調査等

[略]

附則

- 1 この要領は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年5月12日付け技普第246号）

- 1 この要領は、令和5年5月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この通知による改正前の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

第18 帳簿及び書類の備え付け

[略]

第19 補助事業者等に対する調査等

[略]

附則

- 1 この要領は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。

(別表) (第2、3、4、8関係)					(別表) (第2、3、4、8関係)					4 国の実施要綱及びマイファーム交付要綱が一部改正されたことに伴う内容変更
区分 (事業内容)	事業実施主体	補助対象 経費	補助 率等	重要な変更 事業の内容変更	区分 (事業内容)	事業実施主体	補助対象 経費	補助 率等	重要な変更 事業の内容変更	
1 女性が働きやすい環境の整備 2 女性活躍の理解推進 3 地域の女性農業者グループの活動推進 4 女性リーダー育成	<u>1</u> 市町村 <u>2</u> 農業協同組合 <u>3</u> 農業委員会 <u>4</u> 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) <u>5</u> 土地改良区 <u>6</u> 民間団体 <u>7</u> 協議会(女性農業者グループ等を含む。) (注)：民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人認可法人及び独立行政法人とする。	事業内容の取組に要する経費(マイファーム交付要綱別表に示された経費に限る。)	定額	<u>・区分の新設又は廃止</u> <u>・地域取組主体の変更</u> <u>・事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</u> <u>・事業費又は国庫補助金の30%を超える減</u>	1 女性が働きやすい環境の整備 2 女性活躍の理解推進 3 地域の女性農業者グループの活動推進 4 女性リーダー育成	<u>1 都道府県</u> <u>2</u> 市町村 <u>3</u> 農業協同組合 <u>4</u> 農業委員会 <u>5</u> 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) <u>6</u> 土地改良区 <u>7</u> 民間団体 <u>8</u> 協議会(女性農業者グループ等を含む。) <u>※2以降は、都道府県が選定する地域取組主体を指す。</u> (注)：民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人認可法人及び独立行政法人とする。	事業内容の取組に要する経費(マイファーム交付要綱別表に示された経費に限る。)	定額	<u>・本取組の中止</u> <u>・「女性が変える未来の農業推進事業 都道府県 募集要領各事業」の(別表1)に掲げる(1)(ア)、(イ)、(2)、(3)及び(4)の事業費の5割を超える増減</u>	